



射水市こども条例

こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現をめざして



こどもの権利って？

あなたは、世界にたった一人の大切な人。
あなたは、夢や希望に向かって自分らしく生きていくことができます。
そんなあなたの成長をおとなが支えます。

あなたにできることは？

「こどもの権利条約」では、世界中のすべてのこどもたちが、
幸せに健やかに育つためにもっているさまざまな権利が定められているよ。

射水市では、「こどもの権利条約」の考え方をもとに、
「射水市こども条例」がつくられているよ。

友だちと
なかよく
したいな

家族を大切に
する

いじめや差別を
なくす

社会のきまりを
まも
守る

自分の行動に
責任をもつ

1. いのちと健康が守られること

2. 安心して生きること

例えば、差別、虐待、体罰、いじめ等を
う
受けないこと。

3. 悪い環境から守られ、困った
ときには、助けを求めることが
できること

4. 自分らしく生きること

例えば、個性が大切にされること、
プライバシーが守られること、ゆとりを
もって自分のペースで過ごすこと。

5. 育つこと

例えば、適切な生活習慣を身に付けるこ
と、
遊び、文化芸術、スポーツ等に取り組む
こと。

6. 自分自身の考えをもって
述べること

おとなは、あなたの考えを十分に聞き、
あなたにとってどうすることがいちばん
よいのかを考えます。

7. 表現すること、仲間を
つくって集うこと

ただし、他人を傷つけたり、迷惑を
かけたりしてはいけません。



主な相談窓口

子どもの悩み総合相談室（あんしんルーム）
☎0766-52-3122
✉ kodomo-soudan@city.imizu.toyama.jp

教育センター 教育相談室
☎0766-82-1678
✉ imizu-ec@tym.ed.jp

子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」
☎0766-55-2799
✉ smile@toyamav.net